
電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部改正により、委員会の扱う紛争に放送分野等の紛争が追加されるとともに、「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

- ・設置の背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。

総務大臣

大臣官房

総合通信基盤局

情報流通行政局

情報通信国際戦略局

電気通信紛争処理委員会

- 委員5人(非常勤・任期3年)
 - 委員は国会の同意を得て総務大臣が任命
 - 2人以内は、常勤とすることが可
- 特別委員8人(非常勤・任期2年)
 - 総務大臣が任命

事務局

- 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を設置。

事務局は、通信・放送事業者の監督を担当する部局から独立し、専門性・中立性を確保。

事務局長

参事官

紛争処理調査官

上席調査専門官

調査専門官

2. 電気通信紛争処理委員会の機能①

あっせん・仲裁

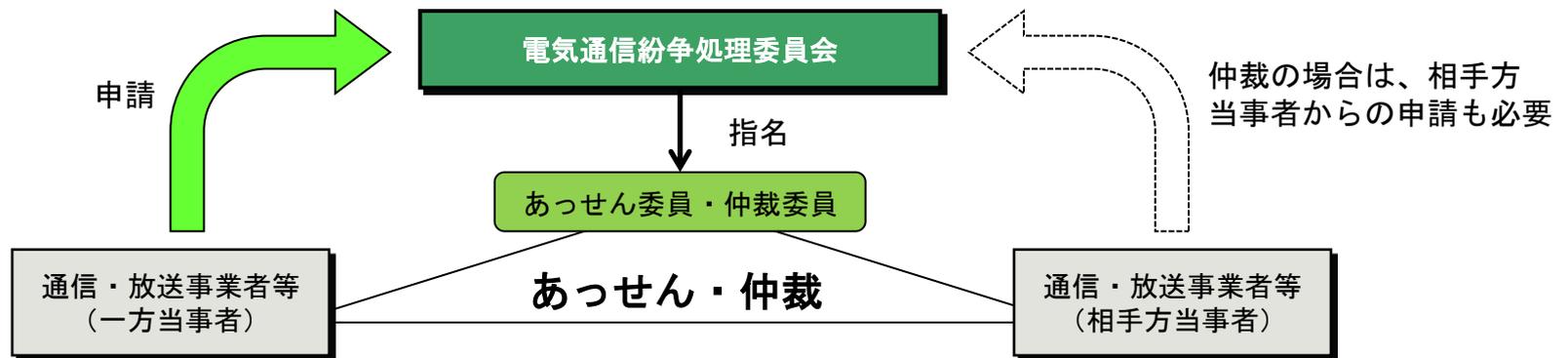
- 電気通信事業者間の接続、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等について、当事者からの申請を受けて、「あっせん」や「仲裁」を行う。

「あっせん」は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・ あっせん委員は、必要に応じ、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

「仲裁」は、仲裁委員の行う仲裁判断に服することを紛争当事者が合意した上で行われるもので、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

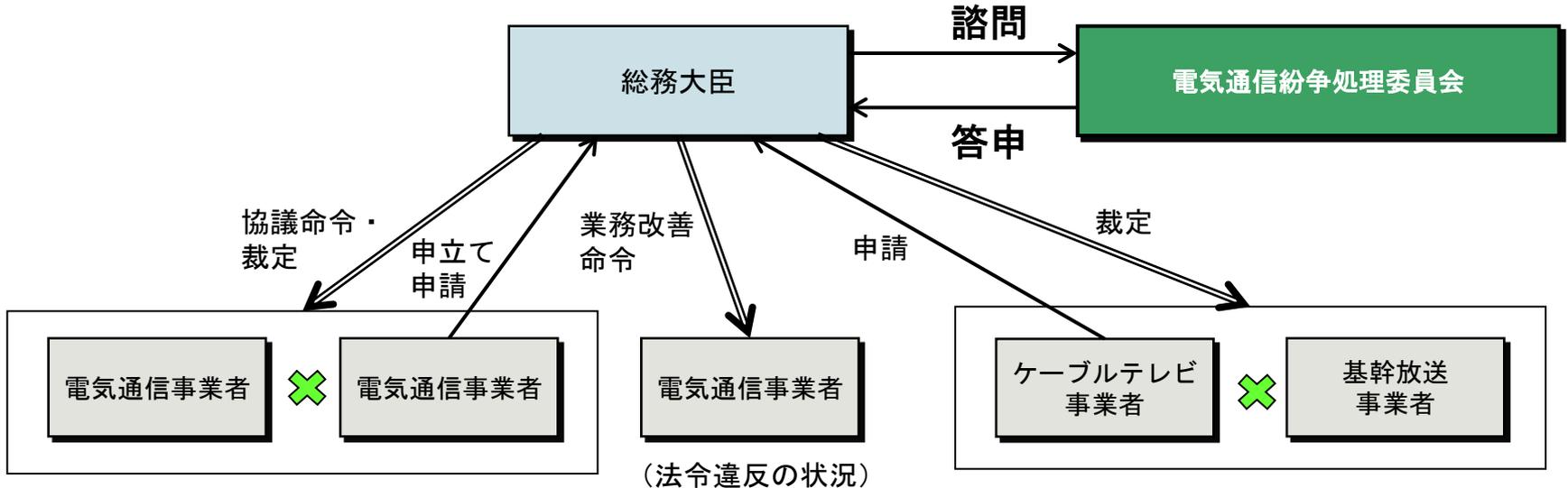
- ・ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。



3. 電気通信紛争処理委員会の機能②

総務大臣からの諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が次の行政処分を行う際に、諮問を受け、審議・答申を行う。
 - ・ 電気通信事業者に対する接続協定に関する協議命令・裁定、業務改善命令等
 - ・ ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送同意に関する裁定



総務大臣に対する勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見がある場合には、総務大臣に対し勧告を行う。

4 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの 紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定（電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第156条第2項） 	あっせん 仲裁	協議命令又は 裁定(注)
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約（電気通信事業法第157条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者 等と電気通信事業者 の間	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） <p>(※) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)</p>	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者 と基幹放送事業者との 間	○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意（放送法第142条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者 と他の無線局(※)の免許 人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約（電波法第27条の35第1項及び第3項） <p>(※) 電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項）。</p>	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

5. 事業者相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等幅広く行っている。

事業者相談窓口のポイント

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはないもの。

【相談専用電話】

TEL **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

電話受付時間 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp